

佐世保労働基準監督署発表
令和4年4月6日(水)

令和4年4月6日(水)

【照会先】

佐世保労働基準監督署

副 署 長 春田 順治

○ 監 督 課 長 石見 大輔

(電話) 0956-24-4161

報道関係者 各位

労働安全衛生法違反容疑で書類送検

～フォークリフトの用途外使用の疑い～

佐世保労働基準監督署(署長 熊崎 啓代)は、本日、建築業者(個人)を、労働安全衛生法違反の疑いで、長崎地方検察庁に書類送検しました。

【事件の概要】

令和元年9月3日、長崎県佐世保市宇久町の倉庫解体現場において、鉄骨の解体作業に伴い、高さ3.9メートルの位置における玉掛作業を行わせるに当たり、フォークリフトのパレットに労働者を乗せた上でこれを昇降させて、フォークリフトを主たる用途以外に使用し、もって、機械による危険を防止するための必要な措置を講じていなかった疑い。

1 被疑者

被疑者A(67歳)

住所:長崎県佐世保市宇久町

2 違反条文

労働安全衛生法違反

労働安全衛生法 第20条第1号(事業者の講ずべき措置等)

労働安全衛生規則 第151条の14(主たる用途以外の使用の制限)

同法 第119条第1号(罰則)

3 災害の概要

令和元年9月3日、長崎県佐世保市宇久町の倉庫解体現場において、鉄骨の解体作業に伴い、被疑者が雇用する作業員Bが、フォークリフトに差し込まれたパレットに乗り、高さ3.9メートルの位置において、解体中の鉄骨材を吊るための玉掛用具(繊維ベルト)を取り付ける玉掛け作業を行っていたところ、鉄骨材が倒れて地上に墜落し、倒れた鉄骨に挟まれて死亡するという災害が発生しました。

4 被疑内容

労働安全衛生法では、荷の運搬を行うフォークリフト（車両系荷役運搬機械）について、原則として、労働者の昇降等の主たる用途以外の用途に使用してはならない規定されていますが、災害発生当時、労働者の昇降等に使用していた疑いがあるものです。

5 その他

長崎県内では、令和2年1月から12月までの1年間に13件の死亡災害が発生しており、その内4件が建設業、令和3年1月から12月までの1年間に9件の死亡災害が発生しており、その内7件が建設業で発生しています。

死亡災害に占める建設業の割合は依然として高く、労働基準行政として臨検監督をはじめ、労働災害防止団体及び発注者との建設現場合同パトロール、集団指導等あらゆる機会を通じて指導してきたところです。

今後も法令違反により死亡等の重篤な労働災害を発生させた事業者に対しては、司法処分も含め厳正に対処していく方針です。

労働安全衛生法

(事業者の講ずべき措置等)

第20条 事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 一 機械、器具その他の設備(以下「機械等」という。)による危険。

(第二号、第三号 略)

(罰則)

第119条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十四条、第二十条から第二十五条まで、第二十五条の二第一項、第三十条の三第一項若しくは第四項、第三十一条第一項、第三十一条の二、第三十三条第一項若しくは第二項、第三十四条、第三十五条、第三十八条第一項、第四十条第一項、第四十二条、第四十三条、第四十四条第六項、第四十四条の二第七項、第五十六条第三項若しくは第四項、第五十七条の三第五項、第五十七条の四第五項、第五十九条第三項、第六十一条第一項、第六十五条第一項、第六十五条の四、第六十八条、第八十九条第五項(第八十九条の二第二項において準用する場合を含む。)、第九十七条第二項、第一百四条又は第一百八条の二第四項の規定に違反した者

(第二号～第四号 略)

労働安全衛生規則

(主たる用途以外の使用の制限)

第151条の14 事業者は、車両系荷役運搬機械等の荷をつり上げ、労働者の昇降等当該車両系荷役運搬機械等の主たる用途以外の用途に使用してはならない。

ただし、労働者に危険を及ぼすおそれのないときは、この限りではない。

(定義)

第151条の2 この省令において車両系荷役運搬機械等とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- 一 フォークリフト

(第二号～第七号 略)